

(様式2)

「(仮称)京丹後市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「(仮称)京丹後市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の骨子案

1 趣旨について

介護保険サービス事業のうち、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たって遵守しなければならない基準を定めた条例を法の定めにより制定します。

2. 条例制定の背景について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)の施行に伴い、現在、厚生労働省令(以下「省令」という。)で定めている指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業の設備基準、運営基準等について省令を基準として国が定めた基準の類型に従い、市町村が地域の実情に応じて自らの判断と責任により指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業を行うにあたって遵守しなければならない基準を定めた条例を平成25年度当初までに定めることとなりました。

本市では、次に掲げる2条例を関係2省令を基準に、それぞれの省令に対応して策定するものです。

3 京丹後市が制定する条例について

本市では、次に掲げる2条例を関係2省令を基準に、それぞれの省令に対応して策定するものです。

	制定する条例	サービス種類	省令	
1	京丹後市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	指定地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 複合型サービス	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)

2	京丹後市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	指定地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年3月14日厚生労働省令第36号)
			介護予防小規模多機能型居宅介護	
			介護予防認知症対応型共同生活介護	

○基準の類型について

基準を条例に委任するための基準の類型は、「地方分権改革推進計画について」（平成21年12月15日閣議決定）において次のとおり示されています。

基準の類型	内容	省令における項目
従うべき基準 省令で定める基準に従い定めるもの	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実用に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者に係る基準及び当該従業者の員数 ・居室の床面積 ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護及び(介護予防)認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員 ・事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者又は要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
標準 省令で定める基準を標準として定めるもの	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員（(介護予防)小規模多機能型居宅介護及び(介護予防)認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員を除く。）
参酌すべき基準 省令で定める基準を参酌するもの	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の事項

4 条例を制定するに当たっての検討方法について

本市では、2条例の内容を検討するに当たり、京丹後市介護保険条例（平成16年京丹後市条例第143号）第4条第2号に規定する京丹後市介護保険事業運営委

員会に意見等をいただき、また、各事業所において行われる運営推進会議（事業者、区長、民生委員、利用者御家族、市職員等が参加する会議）で聞かせていただいた意見をもとに、今までに各事業所に対し実施した実地指導などの指導状況等を踏まえ、次の視点で検討しました。

- (1) 法令に従い条例に盛り込まなければならないもの
- (2) 新設・変更など市が独自の基準で新たに条例に盛り込むもの

また京都府が既に制定している「介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」などの条例との整合性を取ることにより、市所管の施設と府所管の施設との間で連携し、一体的な介護サービスが提供できるよう検討しました。

5 市内で該当するサービスの種類と事業所について

今回制定する2条例の対象となる指定地域密着型（介護予防）サービスは、以下のとおりで、現在市内には次に掲げる20事業所があります。

地域密着型（介護予防）サービス名	事業所名
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—
夜間対応型訪問介護	—
(介護予防)認知症対応型通所介護	デイサービス満寿園
	はなまるデイサービス
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	はごろも苑ないきの家
	はごろも苑さかいの家
	あけぼの荘
	おおみや苑あけだの家
	ふれあいホーム下岡の家
	ふれあいホームあみの
	小規模多機能施設いわきの里
	小規模多機能施設間人あきばの里
	小規模多機能型居宅介護施設川上ふれあいの家
	小規模多機能型居宅介護施設田村ゆうゆうの里
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	グループホームもみじ
	グループホームおおみや
	グループホーム善王寺
	グループホームあみの
	グループホームいわきの里
	グループホームかえで
	グループホームいきがい
地域密着型特定施設入居者生活介護	—
地域密着型介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム久美浜苑くまのの里
複合型サービス	—

第1章 （仮称）京丹後市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

町域ごとに市の職員、各事業所の責任者が参加して行われている地域ケア会議などでの意見、実地指導等の状況を踏まえ、省令に定める基準に従い適切な運営がなされていると判断し、**基本的に省令で定める基準に従い条例を定めること**とします。その上で、法で定めた基準及び本市が新たに設ける基準を次のように定めることとします。

1 法令に従い新たに条例に盛り込まなければならないもの

(1) 全サービス共通

ア 指定地域密着型サービス事業を行うことができる者について

介護保険法第78条の2第4項において、「指定地域密着型サービス事業の申請者が市町村の条例で定める者でないときは、指定地域密着型サービス事業者の指定を行ってはならない」とされています。

市町村の条例で定める者について、省令では法人であることが従うべき基準とされています。市は省令の規定は妥当であると判断し「指定地域密着型サービスの事業の一般原則」の条において「**法人**」である旨を規定します。

(2) 各サービス

ア 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員について

介護保険法第78条の2第1項において地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業所の入所定員は「二十九人以下であって市町村の条例で定める数」と規定されています。京丹後市ではこの定員を妥当であると判断し「基本方針」の条において「**29人以下**」である旨を規定します。

2 新設・変更など市が独自の基準で新たに条例に盛り込むもの

(1) 全サービス共通

ア 暴力団の排除について

指定地域密着型サービス事業を行うことができる者の指定は、市が行います。そのため、市民の安心・安全を図ることが最も重要であるという観点から、指定地域密着型サービス事業者から**暴力団排除の規定**を、追加します。

イ 記録の整備について

介護保険事業者に給付される介護給付費は、半分を保険料、半分を公費で負担しています。事業者が不適正な介護給付費の支給を受けた場合には、介護給付費の返還請求をすることとなります。省令では、指定地域密着型サービス等の提供に関する記録の保存期間は2年間と規定されていますが、介護給付費の返還請求権は、地方自治法の規定により5年間と定められていることから、市ではサービスの提供に関する記録の保存期間を「**2年間**」から「**5年間**」に延長します。

ウ 非常災害対策について

非常災害対策は、過去の痛ましい火災等の災害を踏まえ、災害を未然に防止するため、事業者が定期的に行うこととされている避難、救出その他必要な訓練の実施を行うこととされています。事業者は、自らが火災等の被害に遭う場合だけでなく、大規模災害への対策として、常日頃から地域住民と連携を図り、地域の課題等を踏まえた非常災害に関する具体的計画を立て、地域住民とともにこれを実行する体制を構築する必要があります。

これらのことから、**事業所内でサービスを行う全ての事業者**には、避難、救出その他必要な訓練を行う時は、「**地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない旨**」、また、「**地域において避難、防災等の訓練が実施される時は、参加に努めなければならない旨**」の規定を設けるものとします。

(ア) 事業者は、非常災害に関する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

→ 認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービスについては、省令において規定あり)

(イ) 事業者は、地域において避難、防災等の訓練が実施される時は、参加に努めなければならない。(京丹後市独自規定)

→ 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス

第2章 （仮称）京丹後市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

町域ごとに市の職員、各事業所の責任者が参加して行われている地域ケア会議などでの意見、実地指導等の状況を踏まえ、省令に定める基準に従い適切な運営がなされていると判断し、**基本的に省令で定める基準に従い条例を定めること**とします。その上で、法で定めた基準及び本市が新たに設ける基準を次のように定めることとします。

1 法令に従い新たに条例に盛り込まなければならないもの

(1) 全サービス共通

ア 指定地域密着型介護予防サービス事業を行うことができる者について

介護保険法第115条の12第2項において、「指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者が市町村の条例で定める者でないときは、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を行ってはならない」とされています。

市町村の条例で定める者について、省令では法人であることが従うべき基準とされています。市は省令の規定は妥当であると判断し「指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則」の条において「**法人**」である旨を規定します。

2 新設・変更など市が独自の基準で新たに条例に盛り込むもの

(1) 全サービス共通

ア 暴力団の排除について

指定地域密着型介護予防サービス事業を行うことができる者の指定は前述のとおり市が行います。そのため、市民の安心・安全を図ることが最も重要であるという観点から、指定地域密着型介護予防サービス事業者から**暴力団排除の規定**を、追加します。

イ 記録の整備について

介護保険事業者に給付される介護給付費は、半分を保険料、半分を公費で負担しています。事業者が不適正な介護給付費の支給を受けた場合には、介護給付費の返還請求をすることとなります。省令では、指定地域密着型介護予防サービス等の提供に関する記録の保存期間は2年間と規定されていますが、介護給付費の返還請求権は、地方自治法の規定により5年間と定められていることから、市ではサービスの提供に関する記録の保存期間を「**2年間**」から「**5年間**」に延長します。

ウ 非常災害対策について

非常災害対策は、過去の痛ましい火災等の災害を踏まえ、災害を未然に防止するため、事業者が定期的に行うこととされている避難、救出その他必要な訓練の実施を行うこととされています。事業者は、自らが火災等の被害に遭う場合だけでなく、大規模災害への対策として、常日頃から地域住民と連携を図り、

地域の課題等を踏まえた非常災害に関する具体的計画を立て、地域住民とともにこれを実行する体制を構築する必要があります。

これらのことから、事業所内でサービスを行う全ての介護予防サービス事業者には、避難、救出その他必要な訓練を行う時は、「地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない旨」、また、「地域において避難、防災等の訓練が実施される時は、参加に努めなければならない旨」の規定を追加します。

(ア) 事業者は、非常災害に関する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

→ 介護予防認知症対応型通所介護

(介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護については、省令において規定あり)

(イ) 事業者は、地域において避難、防災等の訓練が実施される時は、参加に努めなければならない。(京丹後市独自規定)

→ 介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

第3章 条例（骨子案）

1 （仮称）京丹後市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(1) 根拠法令【介護保険法】

第78条の2 第四十二条の二第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が二十九人以下であって市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により（以下略）

2・3 （略）

4 市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第6項において同じ。）に係る指定の申請にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号及び第12号を除く。）のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしてはならない。

(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(2)～(12) （略）

5 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

〃 【厚生労働省令】

第131条の10の2 法第78条の2第5項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

(2) 省令一条例案追加・変更部分

厚生労働省令（第34号）	条例案（骨子）
<p>（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）</p> <p>第三条</p> <p>指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型サービス事業者は、指定</p>	<p>（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）</p> <p><u>第●条</u> <u>法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人（京丹後市暴力団排除条例（平成24年京丹後市条例第39号）第2条第4号イ及びエに掲げる者を除く。）とする。</u></p> <p>2 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型サービス事業者は、指定</p>

地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（記録の整備）

第三条の四十 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一～七 （略）

（記録の整備）

第十七条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一～五 （略）

（非常災害対策）

第五十七条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に

地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（記録の整備）

第●条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(7) （略）

（記録の整備）

第●条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) （略）

（非常災害対策）

第●条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者

従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第六十条 指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一～五 (略)

(非常災害対策)

第八十二条の二 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、地域において避難、防災等の訓練が実施されたときは、参加に努めなければならない。

(記録の整備)

第●条 指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(非常災害対策)

第●条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、地域において避難、防災等の訓練が実施されたときは、参加に努めなければ

<p>(記録の整備)</p> <p>第八十七条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>二年間</u>保存しなければならない。</p> <p>一～八 (略)</p>	<p><u>ならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第●条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第一百七条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>二年間</u>保存しなければならない。</p> <p>一～七 (略)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第●条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第二百二十八条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>二年間</u>保存しなければならない。</p> <p>一～九 (略)</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第●条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p>

(基本方針)

第百三十条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第八条第二十一項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2・3 (略)

(記録の整備)

第百五十六条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一～六 (略)

(記録の整備)

第百八十一条 指定複合型サービス事業

(基本方針)

第●条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第八条第二十一項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 法第78条の2第1項の規定により条例で定める定員は、29人以下とする。

3・4 (略)

(記録の整備)

第●条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(6) (略)

(記録の整備)

第●条 指定複合型サービス事業者は、従

<p>者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定複合型サービス事業者は、利用者に対する指定複合型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>二年間</u>保存しなければならない。</p> <p>一～十 (略)</p>	<p>業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定複合型サービス事業者は、利用者に対する指定複合型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から<u>5年間</u>保存しなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p>
---	--

(3) (仮称)京丹後市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案(骨子)

【関係省令】

○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)

第1章 総則

省令条項	内容	省令の種類	市独自他
第1条	趣旨	参酌	無
第2条	定義	参酌	無
第3条	指定地域密着型サービスの事業の一般原則	参酌	<u>有</u>

第1章の2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

省令条項	内容	省令の種類	市独自他
第3条の2	基本方針	参酌	無
第3条の3	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	参酌	無
第3条の4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数	従う	—
第3条の5	管理者	従う	—
第3条の6	設備及び備品等	参酌	無
第3条の7	内容及び手続の説明及び同意(第1項(重要事項説明))	従う	—
第3条の7	内容及び手続の説明及び同意(第2項～第6項)	参酌	無
第3条の8	提供拒否の禁止	従う	—
第3条の9	サービス提供困難時の対応	参酌	無
第3条の10	受給資格等の確認	参酌	無
第3条の11	要介護認定の申請に係る援助	参酌	無
第3条の12	心身の状況等の把握	参酌	無
第3条の13	指定居宅介護支援事業者等との連携	参酌	無

第3条の14	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	参酌	無
第3条の15	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	参酌	無
第3条の16	居宅サービス計画等の変更の援助	参酌	無
第3条の17	身分を証する書類の携行	参酌	無
第3条の18	サービスの提供の記録	参酌	無
第3条の19	利用料等の受領	参酌	無
第3条の20	保険給付の請求のための証明書の交付	参酌	無
第3条の21	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針	参酌	無
第3条の22	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針	参酌	無
第3条の23	主治の医師との関係（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く）	従う	無
第3条の23	主治の医師との関係（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分）	参酌	無
第3条の24	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成	参酌	無
第3条の25	同居家族に対するサービス提供の禁止	従う	—
第3条の26	利用者に関する市町村への通知	参酌	無
第3条の27	緊急時等の対応	参酌	無
第3条の28	管理者等の責務	参酌	無
第3条の29	運営規程	参酌	無
第3条の30	勤務体制の確保等	参酌	無
第3条の31	衛生管理等	参酌	無
第3条の32	掲示	参酌	無
第3条の33	秘密保持等	従う	無
第3条の34	広告	参酌	無
第3条の35	指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	参酌	無
第3条の36	苦情処理	参酌	無
第3条の37	地域との連携等	参酌	無
第3条の38	事故発生時の対応	従う	
第3条の39	会計の区分	参酌	無
第3条の40	記録の整備	参酌	有
第3条の41	適用除外（第1項（連携型の従業員（看護師）員数の適用除外））	従う	—
第3条の41	適用除外（第2項（連携型事業者との適用除外（第	参酌	無

	3条の23（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く）に限る）		
第3条の42	指定訪問看護事業者との連携	参酌	無

第2章 夜間対応型訪問介護

省令条項	内容	省令の種類	市独自他
第4条	基本方針	参酌	無
第5条	指定夜間対応型訪問介護	参酌	無
第6条	訪問介護員等の員数	従う	—
第7条	管理者	従う	—
第8条	設備及び備品等	参酌	無
第9条	指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針	参酌	無
第10条	指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針	参酌	無
第11条	夜間対応型訪問介護計画の作成	参酌	無
第12条	緊急時等の対応	参酌	無
第13条	管理者等の責務	参酌	無
第14条	運営規程	参酌	無
第15条	勤務体制の確保等	参酌	無
第16条	地域との連携等	参酌	無
第17条	記録の整備	参酌	<u>有</u>
第18条	準用（第3条の7～第3条の20、第3条の25、第3条の26、第3条の31～第3条の36、第3条の38、第3条の39）		無

第3章 認知症対応型通所介護

省令条項	内容	省令の種類	市独自他
第41条	基本方針	参酌	無
単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護			
第42条	従業者の員数（第1項～第3項、第5項～第7項）	従う	—
第42条	利用定員（第4項）	従う	—
第43条	管理者	従う	—
第44条	設備及び備品等	参酌	無
共用型指定認知症対応型通所介護			
第45条	従業者の員数	従う	—
第46条	利用定員（第1項）	従う	—
第46条	事業者の資格（第2項）	参酌	無
第47条	管理者	従う	—
第48条	心身の状況等の把握	参酌	無

第49条	利用料等の受領	参酌	無
第50条	指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針	参酌	無
第51条	指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	参酌	無
第52条	認知症対応型通所介護計画の作成	参酌	無
第53条	管理者の責務	参酌	無
第54条	運営規程	参酌	無
第55条	勤務体制の確保等	参酌	無
第56条	定員の遵守	参酌	無
第57条	非常災害対策	参酌	有
第58条	衛生管理等	参酌	無
第59条	地域との連携等	参酌	無
第60条	記録の整備	参酌	有
第61条	準用（第3条の7～第3条の11、第3条の13～第3条の16、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32～第3条の36、第3条の38、第3条の39、第12条）		無

第4章 小規模多機能型居宅介護

省令条項	内容	省令の類型	市独自他
第62条	基本方針	参酌	無
第63条	従業者の員数等	従う	—
第64条	管理者	従う	—
第65条	指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者	従う	—
第66条	登録定員及び利用定員	従う	—
第67条	設備及び備品等（第1項（宿泊室の部分に限る）、第2項第2号ロ（宿泊室の床面積））	従う	—
第67条	設備及び備品等（第1項～第5項（宿泊室及び宿泊室の床面積に係る部分を除く））	参酌	無
第68条	心身の状況等の把握	参酌	無
第69条	居宅サービス事業者等との連携	参酌	無
第70条	身分を証する書類の携行	参酌	無
第71条	利用料等の受領	参酌	無
第72条	指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	参酌	無
第73条	指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針（第1号～第4号、第7号、第8号（身体的拘束等を除く））	参酌	無
第73条	指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針（第5号（やむを得ない場合以外の身体的拘束等の禁止））	従う	—

第73条	指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 (第6号(やむを得ず身体的拘束等を行った場合の理由等記録))	従う	—
第74条	居宅サービス計画の作成	参酌	無
第75条	法定代理受領サービスに係る報告	参酌	無
第76条	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	参酌	無
第77条	小規模多機能型居宅介護計画の作成	参酌	無
第78条	介護等(第1項、第3項)	参酌	無
第78条	介護等(第2項(利用者負担による当該事業所の従業者以外の介護の禁止))	従う	—
第79条	社会生活上の便宜の提供等	参酌	無
第80条	緊急時等の対応	参酌	無
第81条	運営規程	参酌	無
第82条	定員の遵守	参酌	無
第82条の2	非常災害対策	参酌	<u>有</u>
第83条	協力医療機関等	参酌	無
第84条	調査への協力等	参酌	無
第85条	地域との連携等	参酌	無
第86条	居住機能を担う併設施設等への入居	参酌	無
第87条	記録の整備	参酌	<u>有</u>
第88条	準用(第3条の7～第3条の11、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32～第3条の36、第3条の38、第3条の39、第53条、第55条、第58条)		無

第5章 認知症対応型共同生活介護

省令条項	内容	省令の種類	市独自他
第89条	基本方針	参酌	無
第90条	従業者の員数	従う	—
第91条	管理者	従う	—
第92条	指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者	従う	—
第93条	設備及び備品等(第1項、第2項(居室に係る部分を除く))	標準	無
第93条	設備及び備品等(第2項(居室に係る部分に限る)、第4項(居室床面積))	従う	—
第93条	設備及び備品等(第3項、第5項～第7項)	参酌	無
第94条	入退居	参酌	無
第95条	サービスの提供の記録	参酌	無

第96条	利用料等の受領	参酌	無
第97条	指定認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針 (第1項～第4項、第7項)	参酌	無
第97条	指定認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針 (第5項(やむを得ない場合以外の身体的拘束等の禁止))	従う	—
第97条	指定認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針 (第6項(やむを得ず身体的拘束等を行った場合の理由等記録))	従う	—
第98条	認知症対応型共同生活介護計画の作成	参酌	無
第99条	介護等(第1項、第3項)	参酌	無
第99条	介護等(第2項(利用者負担による当該事業所の従業者以外の介護の禁止))	従う	—
第100条	社会生活上の便宜の提供等	参酌	無
第101条	管理者による管理	参酌	無
第102条	運営規程	参酌	無
第103条	勤務体制の確保等	参酌	無
第104条	定員の遵守	参酌	無
第105条	協力医療機関等	参酌	無
第106条	指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	参酌	無
第107条	記録の整備	参酌	<u>有</u>
第108条	準用(第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32～第3条の34、第3条の36、第3条の38、第3条の39、第53条、第58条、第80条、第82条の2、第84条、第85条)		<u>有(第82条の2準用)</u>

第6章 地域密着型特定施設入居者生活介護

省令条項	内容	省令の類型	市独自他
第109条	基本方針	参酌	—
第110条	従業者の員数	従う	—
第111条	管理者	従う	—
第112条	設備及び備品等	参酌	—
第113条	内容及び手続の説明及び契約の締結等(第1項～第3項(重要事項説明))	従う	—
第113条	内容及び手続の説明及び契約の締結等(第4項)	参酌	無
第114条	指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等、提供拒否の禁止等(第1項、第2項)	従う	—

第114条	指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等、心身の状況等の把握（第3項、第4項）	参酌	無
第115条	法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意	参酌	無
第116条	サービスの提供の記録	参酌	無
第117条	利用料等の受領	参酌	無
第118条	指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針（第1項～第3項、第6項（身体的拘束等を除く））	参酌	無
第118条	指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針（第4項（やむを得ない場合以外の身体的拘束等の禁止））	従う	—
第118条	指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針（第5項（やむを得ず身体的拘束等を行った場合の理由等記録））	従う	—
第119条	地域密着型特定施設サービス計画の作成	参酌	無
第120条	介護	参酌	無
第121条	機能訓練	参酌	無
第122条	健康管理	参酌	無
第123条	相談及び援助	参酌	無
第124条	利用者の家族との連携等	参酌	無
第125条	運営規程	参酌	無
第126条	勤務体制の確保等	参酌	無
第127条	協力医療機関等	参酌	無
第128条	記録の整備	参酌	<u>有</u>
第129条	準用（第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32～第3条の36、第3条の38、第3条の39、第53条、第57条、第58条、第80条、第85条）		<u>有（第57条準用）</u>

第7章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

省令条項	内容	省令の類型	市独自他
第130条	基本方針	参酌	無
第131条	従業者の員数（第1項～第13項、第15項、第16項）	従う	—
第131条	従業者の員数（第14項（併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員数））	参酌	無
第132条	設備及び備品等（第1項第1号ロ（居室床面積））	従う	—
第132条	設備及び備品等（居室床面積を除く）	参酌	無

第133条	サービス提供困難時の対応	参酌	無
第134条	入退所	参酌	無
第135条	サービスの提供の記録	参酌	無
第136条	利用料等の受領	参酌	無
第137条	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針（第1項～第3項、第6項（身体的拘束等を除く））	参酌	無
第137条	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針（第4項（やむを得ない場合以外の身体的拘束等の禁止））	従う	—
第137条	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針（第5項（やむを得ず身体的拘束等を行った場合の理由等記録））	従う	—
第138条	地域密着型施設サービス計画の作成	参酌	無
第139条	介護（第1項～第6項）	参酌	無
第139条	介護（第7項（常時1人以上の介護職員の配置））	従う	
第139条	介護（第8項（利用者負担による当該事業所の従業員以外の介護の禁止））	従う	—
第140条	食事	参酌	無
第141条	相談及び援助	参酌	無
第142条	社会生活上の便宜の提供等	参酌	無
第143条	機能訓練	参酌	無
第144条	健康管理	参酌	無
第145条	入所者の入院期間中の取扱い	従う	—
第146条	管理者による管理	従う	—
第147条	計画担当介護支援専門員の責務	参酌	無
第148条	運営規程	参酌	無
第149条	勤務体制の確保等	参酌	無
第150条	定員の遵守	参酌	無
第151条	衛生管理等	参酌	無
第152条	協力病院等	参酌	無
第153条	秘密保持等	従う	—
第154条	指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	参酌	無
第155条	事故発生の防止及び発生時の対応	従う	—
第156条	記録の整備	参酌	<u>有</u>
第157条	準用（第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32、第3条の34、第3条の36、第3		<u>有（第57条準用）</u>

	条の39、第53条、第57条、第85条)		
ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準			
第158条	趣旨	参酌	無
第159号	基本方針	参酌	無
第160条	設備及び備品等（第1項第1号イ(3)（居室床面積））	従う	—
第160条	設備及び備品等（居室床面積の部分を除く）	参酌	無
第161条	利用料等の受領	参酌	無
第162条	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針（第1項～第5項、第8項）	参酌	無
第162条	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針（第6項（やむを得ない場合以外の身体的拘束等の禁止））	従う	—
第162条	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針（第7項（やむを得ず身体的拘束等を行った場合の理由等記録））	従う	—
第163条	介護（第1項～第7項）	参酌	無
第163条	介護（第8項（常時1人以上の介護職員の配置））	従う	—
第163条	介護（第9項（利用者負担による当該事業所の従業者以外の介護の禁止））	従う	—
第164条	食事	参酌	無
第165条	社会生活上の便宜の提供等	参酌	無
第166条	運営規程	参酌	無
第167条	勤務体制の確保等（第1項、第4項）	参酌	無
第167条	勤務体制の確保等（第2項、第3項（職員配置、当該事業所の従業者によるサービスの提供））	従う	—
第168条	定員の遵守	参酌	無
第169条	準用（第3条の7、第3条の8、第3条の10、第3条の11、第3条の20、第3条の26、第3条の32、第3条の34、第3条の36、第3条の39、第53条、第57条、第85条、第133条～第135条、第138条、第141条、第143条～第147条、第151条～第156条）		有（ <u>第57条、第156条準用</u> ）

第8章 複合型サービス

省令条項	内容	省令の種類	市独自他
第170条	基本方針	参酌	無
第171条	従業者の員数等	従う	—

第172条	管理者	従う	—
第173条	指定複合型サービス事業者の代表者	従う	—
第174号	登録定員及び利用定員	標準	無
第175条	設備及び備品等（第1項（宿泊室の部分に限る））	従う	無
第175条	設備及び備品等（第1項（宿泊室の部分を除く））	参酌	無
第175条	設備及び備品等（第2項第2号ロ（宿泊室床面積））	従う	—
第175条	設備及び備品等（第2項（第2号ロを除く）～第4項）	参酌	無
第176号	指定複合型サービスの基本取扱方針	参酌	無
第177条	指定複合型サービスの具体的取扱方針（第1号～第4号、第7号～第11号）	参酌	無
第177条	指定複合型サービスの具体的取扱方針（第5号（やむを得ない場合以外の身体的拘束等の禁止））	従う	—
第177条	指定複合型サービスの具体的取扱方針（第6号（やむを得ず身体的拘束等を行った場合の理由等記録））	従う	—
第178条	主治の医師との関係（複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の提出に係る部分に限る）	参酌	無
第178条	主治の医師との関係（複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の提出に係る部分を除く）	従う	—
第179条	複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の作成	参酌	無
第180条	緊急時等の対応	参酌	無
第181条	記録の整備	参酌	<u>有</u>
第182条	準用（第3条の7～第3条の11、第3条の18、第3条の20、第3条の26、第3条の32～第3条の39、第53条、第55条、第58条、第68条～第71条、第74条～第76条、第78条、第79条、第81条～第86条）		<u>有（第82条の2準用）</u>

2 (仮称)京丹後市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例—省令対照表

(1) 根拠法令【介護保険法】

<p>第115条の12 (略)</p> <p>2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>3 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。</p>

〃 【厚生労働省令】

<p>第140条の27の2 法第115条の12第3項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。</p>
--

(2) 省令一条例案追加・変更部分

厚生労働省令 (第36号)	条例案 (骨子)
<p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第三条</p> <p>指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者(介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>	<p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p><u>第●条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人(京丹後市暴力団排除条例(平成24年京丹後市条例第39号)第2条第4号イ及びエに掲げる者を除く。)</u>とする。</p> <p>2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。</p> <p>3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者(介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>

(非常災害対策)

第三十条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第四十条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一～五 (略)

(非常災害対策)

第五十八条の二 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(非常災害対策)

第●条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、地域において避難、防災等の訓練が実施されたときは、参加に努めなければならない。

(記録の整備)

第●条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(非常災害対策)

第●条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(記録の整備)

第六十三条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一～八 (略)

(記録の整備)

第八十四条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一～七 (略)

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、地域において避難、防災等の訓練が実施されたときは、参加に努めなければならない。

(記録の整備)

第●条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(8) (略)

(記録の整備)

第●条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(7) (略)

(3) (仮称)京丹後市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例案(骨子)

【関係省令】

○指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(平成18年3月14日厚生労働省令第36号)

第1章 総則

省令条項	内容	省令の種類	市独自他
第1条	趣旨	参酌	無
第2条	定義	参酌	無
第3条	指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則	参酌	<u>有</u>

第2章 介護予防認知症対応型通所介護

省令条項	内容	省令の種類	市独自他
第4条	基本方針	参酌	無
単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護			
第5条	従業者の員数(第1項から第3項、第5項から第7項)	従う	—
第5条	利用定員(第4項)	従う	—
第6条	管理者	従う	—
第7条	設備及び備品等	参酌	無
共用型指定介護予防認知症対応型通所介護			
第8条	従業者の員数	従う	—
第9条第1項	利用定員	従う	—
第9条第2項	事業者の資格	参酌	無
第10条	管理者	従う	—
第11条	内容及び手続の説明及び同意(第1項(重要事項説明))	従う	—
第11条	内容及び手続の説明及び同意(第2項～第6項)	参酌	無
第12条	提供拒否の禁止	従う	—
第13条	サービス提供困難時の対応	参酌	無
第14条	受給資格等の確認	参酌	無
第15条	要支援認定の申請に係る援助	参酌	無
第16条	心身の状況等の把握	参酌	無
第17条	介護予防支援事業者等との連携	参酌	無
第18条	地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助	参酌	無
第19条	介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供	参酌	無
第20条	介護予防サービス計画等の変更の援助	参酌	無
第21条	サービス提供の記録	参酌	無

第22条	利用料等の受領	参酌	無
第23条	保険給付の請求のための証明書の交付	参酌	無
第24条	利用者に関する市町村への通知	参酌	無
第25条	緊急時等の対応	参酌	無
第26条	管理者の責務	参酌	無
第27条	運営規程	参酌	無
第28条	勤務体制の確保等	参酌	無
第29条	定員の遵守	参酌	無
第30条	非常災害対策	参酌	<u>有</u>
第31条	衛生管理等	参酌	無
第32条	掲示	参酌	無
第33条	秘密保持等	従う	—
第34条	広告	参酌	無
第35条	介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止	参酌	無
第36条	苦情処理	参酌	無
第37条	事故発生時の対応	従う	—
第38条	会計の区分	参酌	無
第39条	地域との連携等	参酌	無
第40条	記録の整備	参酌	<u>有</u>
第41条	指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針	参酌	無
第42条	指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	参酌	無

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護

省令条項	内容	省令の類型	市独自他
第43条	基本方針	参酌	無
第44条	従業者の員数等	従う	—
第45条	管理者	従う	—
第46条	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者	従う	—
第47条	登録定員及び利用定員	従う	—
第48条	設備及び備品等（第1項（宿泊室の部分に限る）、第2項第2号ロ（宿泊室の床面積））	従う	—
第48条	設備及び備品等（第1項～第5項（宿泊室及び宿泊室の床面積に係る部分を除く））	参酌	無
第49条	心身の状況等の把握	参酌	無
第50条	介護予防サービス事業者等との連携	参酌	無
第51条	身分を証する書類の携行	参酌	無

第52条	利用料等の受領	参酌	無
第53条	身体的拘束等の禁止	従う	—
第54条	法定代理受領サービスに係る報告	参酌	無
第55条	利用者に対する指定介護予防サービス等の利用に係る計画等の書類の交付	参酌	無
第56条	緊急時等の対応	参酌	無
第57条	運営規程	参酌	無
第58条	定員の遵守	参酌	無
第58条の2	非常災害対策	参酌	有
第59条	協力医療機関等	参酌	無
第60条	調査への協力等	参酌	無
第61条	地域との連携等	参酌	無
第62条	居住機能を担う併設施設等への入居	参酌	無
第63条	記録の整備	参酌	有
第64条	準用(第11条～第15条、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条、第31条～第38条)		無
第65条	指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	参酌	無
第66条	指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	参酌	無
第67条	介護等(第1項、第3項)	参酌	無
第67条	介護等(第2項(利用者負担による当該事業所の従業者以外の介護の禁止))	従う	—
第68条	社会生活上の便宜の提供等	参酌	無

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

省令条項	内容	省令の種類	市独自他
第69条	基本方針	参酌	無
第70条	従業者の員数	従う	—
第71条	管理者	従う	—
第72条	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者	従う	—
第73条	設備及び備品等(第1項、第2項(居室に係る部分を除く))	標準	
第73条	設備及び備品等(第2項(居室に係る部分に限る)、第4項(居室床面積))	従う	—
第73条	設備及び備品等(第3項、第5項～第7項)	参酌	無
第74条	入退居	参酌	無

第75条	サービスの提供の記録	参酌	無
第76条	利用料等の受領	参酌	無
第77条	身体的拘束等の禁止	従う	—
第78条	管理者による管理	参酌	無
第79条	運営規程	参酌	無
第80条	勤務体制の確保等	参酌	無
第81条	定員の遵守	参酌	無
第82条	協力医療機関等	参酌	無
第83条	介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止	参酌	無
第84条	記録の整備	参酌	<u>有</u>
第85条	準用（第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第31条～第34条、第36条～第38条、第56条、第58条の2、第60条、第61条）		<u>有（第58条の2準用）</u>
第86条	指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針	参酌	無
第87条	指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針	参酌	無
第88条	介護等（第1項、第3項）	参酌	無
第88条	介護等（第2項（利用者負担による当該事業所の従業者以外の介護の禁止））	従う	—
第89条	社会生活上の便宜の提供等	参酌	無